

旭川河畔（西中島町）賑わい創出事業企画競争に係る質問回答

募集要項等の内容に関して質問が寄せられましたので、以下のとおり回答します。

1. 質問

責任者の常駐に関して

(3 頁の (4) 実施場所の使用条件等 ④)

「原則として責任者は実施場所に常駐する」とありますが、申請団体の直接のメンバーである必要がありますか？例えば、アルバイトを雇ってある時間帯はその人を責任者とする事は可能でしょうか？

1. 回答

責任者については、利用者の案内や安全確保、苦情やトラブル、緊急時の対応等に責任を持って適切に対処・運営できる方であれば雇用形態は問いません。

2. 質問

器材の搬入搬出に関して

(3 頁の (4) 実施場所の使用条件等 ①)

器材の搬入搬出は人力であるとあるが、河川敷で重量物を設置する場合期間の始めと終わりは車両にて運搬を行いたいが可能であるか？

また、増水等の緊急時の搬出についても同様に車両にての運搬を可能にしてもらいたい。また、イベント実施時にキッチンカー等の乗り入れについても同様に可能としてもらいたい。

2. 回答

車両による器材の搬入搬出は河川管理者等との協議により決定するため、その可否についてはお示しすることができません。なお、協議が整わない場合は、実施する提案事業の内容について代替案の計画も含め、市との協議により最終的に決定することとなります。

3. 質問

グループでの提案申請について

募集要項にはグループでの提案提出について記載がないが、数団体でのグループでの申請は可能か？

3. 回答

グループでの応募はできません。

4. 質問

費用負担

(募集要項 3 頁、募集内容 (3) 費用負担)

基本協定書の第 6 条にあるように、提案事業者が費用捻出のために、助成金・寄附金等の資金調達や、受益者負担による入場料徴収は認められますか？

4. 回答

資金の調達方法について制約は設けていないため、助成金・寄附金や入場料の徴収は可能です。なお、収支計画書に費用の内訳を記載してください。

5. 質問

収支計画書

(募集要項 6 頁、提案の受付 表 2 提案書関係書類 3 収支計画書)

- ・提案書関係書類の収支計画書は任意とありますが、提出の有無が選定審査に影響しますか？
- ・収支計画書を提出した場合にも、収支決算書は不要ですか？
- ・収支計画書の書式はありますか？

5. 回答

収支計画書の様式は任意ですが提出は必須です。また、収支決算書については事業運営状況に係るデータの一つとしてご提出ください。